# 平成23年

# 第5回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

# 平成23年第5回教育委員会定例会会議録

平成23年5月27日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

# 1 出席委員

櫻	井	光	政	委	員	委員長
野	П	和	矩	委	員	委員長職務代理者
横	Ш	敏	男	委	員	
藤	﨑	雄	三	委	員	
鈴	木	清	子	委	員	
清	水	繁		委	員	教育長

計 6 名

# 2 出席した職員

教育総務部長	金	子	武	史	
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐	藤	_	義	
教育総務課長	松	本	秀	男	
施設担当課長	西	野	正	成	
教育事務改善担当課長	室	内	正	男	
学務課長 (私学行政担当課長兼務)	飯	田	徫	衛	
校外施設整備担当課長	星		光	古	
	小	黒	仁	史	
指導課長(幼児教育センター所長兼務)	/1,	1111	I—	~	
指導課長(幼児教育センター所長兼務) 副参事	菅	野	<u>一</u> 哲	郎	
		野			
副参事	菅	野	哲	郎	

計 12 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3条により、第5回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光 政

# ○委員長

ただいまから、平成23年第5回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

なお、本日は大田ケーブルテレビから取材の申し込みがあり、教育委員会について、 区民に広く周知するよい機会になると捉え、編集等によりその内容に誤解が生じないよう留意することを条件に撮影を許可している。

次に、会議録署名委員に横川委員を指名する。

# 日程第1 「教育長の報告事項」

#### ○委員長

教育長から報告を求める。

#### ○教育長

私からは、5月10日から5月15日にかけてドイツのブレーメン市に出張した内容について話したいと思う。

この出張の目的は、今年度初めて、中学校生徒28名がドイツのブレーメン市にホームステイをすることになったが、この生徒たちが現地で意義ある充実した日々を送り、国際理解を深めてもらうために、必要な事前調整をすることであった。

一つは、ブレーメン市と大田区の友好関係の第一歩として必要な環境を築いていくことがあった。ブレーメン市の方たちと話し合いながら、これから更に様々な面で協力していこうと約束した。今年、子どもたちが市役所を表敬訪問する際には、市役所内を案内していただくことについての了解を得た。

次に、現地のサポーターの組織について実状を調査し、サポーターの方たちと人間的な信頼関係を築いていくという役割があった。カーサ(CASA)という語学学校があり、ここは世界各地から集まった留学生に対して、ドイツ語の練習とあわせてドイツの文化などについて教示するという組織になっている。カーサの校長とスタッフの方たちと十分に話をして、友好関係を深めることができた。子どもたちがドイツに行ったときに、とても頼りになる方たちだと思った。

また、子どもたちがホームステイをするホストファミリーの住宅を訪問した。日本と 比べると庭も含めてゆとりのある住宅で、家族の方たちも日本に対して好意を持って接 してくれたので、子どもたちがいい思い出を獲得できるのではないかと感じた。

それから、子どもたちがブレーメン市において具体的に教育活動をするメニューを定めて、それをしっかり実現できるように調整するといった役割もあった。一つは、メルセデスベンツの近くにある福祉作業所で、子どもたちが作業所の方たちと一緒にベンツ

の部品を製作するという工程を考えた。福祉作業所の所長に、好意的に引き受けていただいた。午前中はかなり忙しいということなので、子どもたちは午後から部品製作に携わるという約束を取りつけた。次に、パン工場を視察して、工場の社長と話をした。子どもたちがパン生地から焼いて実際に食べるといった一連の工程に現地スタッフの方と一緒に加わっていくことをお願いし、引き受けていただいた。それ以外に、フェルトで人形をつくるといったところでも子どもたちも製作に携わる了解を得たので、それもメニューに加えていきたい。所期の目的は達成したと思う。

ギムナジウムの中学校2年生くらいの教室を見学したときに、教室に掲示物があった。 私なりの訳になるが、「生徒には妨害を受けることなく学ぶ権利がある。」「教師には 妨害を受けることなく教える権利がある。」「双方は、互いに権利を尊重しなくてはな らない。」とあった。「妨害なしに」ということがポイントだと思う。これは教室に入 ったときのルールになっていると思う。この他に、細かく具体的に書いた掲示があり、 日本語の命令文として訳すと「人の話はよく聞きなさい。」「授業に集中しなさい。」 「人に話しかけるときは丁寧に話しかけること。」「親切な気持ちを忘れないこと。」 「人の物を大切にしなさい。」などとなる。こういうものは道徳律としては当たり前の ことだが、それを教室に掲示して子どもたちに自覚をさせた上で授業をしているという ことが非常に印象に残った。こうしたことは、中学校2年生くらいになるまでには家庭 教育や学校教育において、当然、気持ちの中に定着させて、心の中に内在化させるべき ことであるが、果たしてこれが日本の現状でしっかり内在化されて、あれこれ他者に言 われなくても当然のように振る舞えているかというと疑問なところがある。「人の話を よく聞きます。」などを全員で大きな声を出して言って、心の中に内在化するまでやら せるのかどうかは聞き忘れてしまったが、教室における教員と生徒のルールは必要なこ とである。こういう根本的なことは当たり前のようだけれども、ただ表面的にすらっと 流れていくだけだとすれば、日本の教育現場においても最低の道徳的なルールについて 確認しあい、授業をしていくことも大事だと思う。

また、ドイツの場合は、単位を落として落第する者もいる。中学校だからといってそのまますんなりと進級することはあり得ない。ギムナジウムでも10歳から20歳くらいまでの方たちが学んでいるということだ。私たちが視察した授業では、四つのテーマを決めて、四つのグループ分けをして議論していた。グループ分けの前にレポートを提出して合格していない人は、この四つのグループに入れないので、自習をする。自習をして合格しない限りは、次のステップには上がれない。日本では考えられないことだが、そこの教師たちに日本のやり方と比べてどうなのかと、最初の授業のときに感想を求められた。私たちのスケジュールが非常に混んでいたので、残念ながらディスカッションしながら日本の教育とドイツの教育を比較対照して意見交換をする機会がなかったが、今年、校長はじめ派遣の教員たちが行けば、そういう話をして意見交換をするといいと感じた。

ベルリンに行ったときに、サッカー場と同じくらいの敷地に、ベルリン市がつくった 虐殺されたユダヤ人のホロコーストメモリアルがあった。巨大な墓場というか、石棺と いうか、千数百個のピースがあって、それをいろいろな形で配置をして組み立てた形に なっていて、本当に圧倒されるようなものだ。人権教育として子どもたちが見たときに、 戦争について考える象徴的な場だと感じた。ベルリンの一等地のサッカー場ほどある敷地に、千数百くらいの石棺のようなものを横にしたり縦にしたりして配置してあり、少し歩くとびっしりと石棺が横たわっていて、強制収用所に自分が閉じ込められているような圧迫感があった。ドイツ人にとっては、ナチスのユダヤ人虐殺はいまだに悪夢だということがあると聞いた。そのせいか、ドイツ国民としてのプライドを外に表現しにくいという。ドイツ人としての市民という概念はあるが、ドイツ国民というところではなかなかプライドを持てない、何か遠慮している、絶えず何かタブーのような意識をみんな持っているようだ。日本も戦争をやって負けたという点ではドイツと共通性を持っていて、ドイツ人とは違う形で、戦後日本国民としてなかなかプライドをずっと持てなかったというあたりは似ている。こういうことも含めて、ドイツ人と日本人は比較的親近感があるのかと思った。

## ○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見、質問はあるか。

# ○横川委員

この中学生海外派遣は、何日間くらいか。また、派遣の時期は夏休み中なのか。

## ○指導課長

夏休み中の7月22日から8月2日までの12日間である。

# ○横川委員

派遣される生徒の人選は、済んでいるのか。

## ○指導課長

既に発令をしている。本番に向けて、土曜日ごとに研修をしている。

## ○委員長

他に意見、質問はあるか。

## ○野口委員

私からも、報告する。5月23日の大田区議会第1回臨時会において、委員長職務代理者として所信表明をさせていただいた。昨年も委員長として所信表明をやらせていただいたので、今回は若干、余裕を持ってできた。区議会議員の方々の反応を確かめながら、およそ20分間の所信表明であった。区議会議員の方々は3分の1くらい変わっていて、去年よりも視線を強く感じた。この内容については、委員の皆さんには事前に原稿をお渡ししていて、管理職の皆さんには具体的に取り組んでいただいているので、省略する。4月から始まった35人学級のところで、「なぜすぐにやらないのだ。」というような声

が飛んできたが、比較的よく聞いてくれた。その後、各委員会の組織、震災に関しての新委員会など、区議会議員の張り切っている様子などもうかがえた。本来であれば2月の大田区議会第1回定例会で表明する内容だったので、既に事務局には取り組んでいることが多いと思う。教育長からの報告にもあった中学生海外派遣等について、これから子ども文教委員会が中心となり、だいぶ議論が出てくるのではないかと感じたので、事務局には対応をよろしくお願いしたい。

## ○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

# ○委員長

承認する。

# 日程第2 「部課長の報告事項」

## ○委員長

部課長の報告を求める。

# ○学務課長

資料) 平成23年5月1日現在 在籍者数一覧(平成23年5月9日)

平成23年5月1日現在の大田区立小中学校児童・生徒の在籍者数について報告する。

小学校は、学校数59校に館山さざなみ学校を加えて、児童数2万8,188名、学級数は891学級である。小学校の特別支援学級は、今年度から池上第二小学校を開級し、児童数226名、33学級である。中学校は、学校数28校、糀谷(二部)を加えて生徒数1万772名、学級数315学級である。中学校の特別支援学級は、生徒数116名、17学級である。特別支援学級の通級は、小学校は272名で29学級、中学校は今年度から東蒲中学校で1学級開級し、58名で7学級である。

また、日本語学級は、蒲田小学校の児童数20人で2学級、蒲田中学校の生徒数22人で2学級となっている。

なお、昨年の数字は、平成22年5月1日現在の在籍者数は、小学校は館山さざなみ学校を含めて児童数2万8,246名、学級数が888学級である。小学校の特別支援学級は児童数201名、学級数28学級である。中学校は、糀谷(二部)を含めて、生徒数1万539名、学級数306学級である。中学校の特別支援学級については、生徒数103名、学級数15学級となっている。小学校については若干減り、中学校は若干増えている。

## ○教育センター長

資料) 弁明書(平成23年5月27日付け23教セ発第10024号)、弁明書(平成23年5月27日付け23教セ発第10041号)

公文書開示決定通知書に対する審査請求に係る弁明書の提出について、2件報告する。

1 弁明書の提出について(平成23年5月27日付け23教セ発第10024号)

これまでの経緯を説明する。平成23年3月9日付け公文書開示請求書により、本件審査請求人から教育長あて、適応指導教室への入室基準が示されている文書の開示請求があった。3月25日付け公文書開示決定通知にて、教育長は大田区教育委員会適応指導教室「つばさ」設置要綱を開示した。これに対して、審査請求人から平成23年3月27日付けで審査請求書が提出された。審査請求の理由は、「(前略)大田区教育委員会適応指導教室「つばさ」設置要綱をもって、適応指導教室への入室基準が示されている文書としているが、大田区教育委員会適応指導教室「つばさ」設置要綱には適応指導教室への「入室基準」は示されていない。」である。これを受けて、本日付けで教育長からの弁明書を処分庁である教育委員会あて提出するものである。

弁明書の内容は次のとおりである。

- (1) 事件の表示 省略
- (2) 弁明の趣旨 「本審査請求を棄却する。」との裁決を求める。
- (3) 審查請求記載事実 省略
- (4) 「審査請求の理由」記載事実の認否 省略
- (5) 本件処分に至るまでの経緯 省略
- (6) 本件審査請求に関する意見
  - ア 適応指導教室「つばさ」への入室については、大田区教育委員会適応指 導教室「つばさ」設置要綱第2条で、(中略)対象となる児童・生徒の基 準が示されている。
  - イ 適応指導教室「つばさ」への入室に際しては、(中略)体験等の手続き を経て(中略)入室支援委員会で審議し判断する。(中略)その審議の結 果、入室が適当と判断された場合は、教育センター所長が入室を決定する と要綱で定めている。
- 2 弁明書の提出について (平成23年5月27日付け23教セ発第10041号)

これまでの経緯を説明する。平成23年3月10日付け公文書開示請求書により、本件審査請求人から教育長あて、平成22年4月1日時点での適応指導教室に勤務する相談員の勤務時間の割り振りを示した文書の開示請求があった。3月25日付け公文書開示決定通知にて、教育長は大田区立教育センター教育相談員等設置要綱を開示した。これに対して、審査請求人から平成23年3月27日付けで審査請求書が提出された。審査請求の趣旨は、「開示公文書が請求したものとは相違するため。」ということである。審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) (前略) 大田区教育センター教育相談員等設置要綱をもって、(中略) 適 応指導教室に勤務する相談員の勤務時間の割り振りを示した文書としてい るがこれは事実と相違する。」

- (2)~(4)省略
- (5) (前略) 大田区教育委員会適応指導教室担当統括指導主事の発言(中略) から「大田区教育センター教育相談員等設置要綱」は適応指導教室に勤務する相談員(日勤講師)の勤務時間の割り振りを定めたものではない。」これを受けて、本日付けで教育長からの弁明書を処分庁である教育委員会あて提出するものである。

弁明書の内容は、次のとおりである。

- (1) 事件の表示 省略
- (2) 弁明の趣旨 「本審査請求を棄却する。」との裁決を求める。
- (3) 審查請求記載事実 省略
- (4) 「審査請求の理由」記載事実の認否 省略
- (5) 本件処分に至るまでの経緯 省略
- (6) 本件審査請求に関する意見
  - ア (前略)教育センター適応指導教室「つばさ」に勤務する教育相談員の 勤務時間の割り振りについては、大田区立教育センター教育相談員等設置 要綱を準用していた。したがって適応指導教室「つばさ」に勤務する教育 相談員の具体的な勤務時間は、大田区教育センター相談員等設置要綱 別 表1(勤務態様)に基づく(後略)。
  - イ 審査請求人は、「(前略)大田区教育委員会適応指導教室担当統括指導 主事から既に適応指導教室に勤務する相談員の服務を規定したものではな いという回答を得ている。」と主張しているが、担当統括指導主事は、都 から派遣された日勤講師の服務等については「大田区教育センター教育相 談員等設置要綱」に明文化されていないものの区採用の教育相談員の服務 条項を準用することを前提に説明したものである。

# ウ省略

エ (前略)「適応指導教室の相談員の勤務時間の割り振りを示した文書」は、大田区教育センター教育相談員等設置要綱別表1(勤務態様)のとおりである。

## ○大田図書館長

平成22年度刊行 文化財調査報告書について、報告する。

- 1 「久ケ原遺跡Ⅲ 山王遺跡Ⅲ 発掘調査報告書」 収録内容は、平成18年から平成22年までに行った久ケ原遺跡及び山王遺跡にかか
  - る発掘調査報告である。規格はA4版で120ページ、印刷部数は600部、千円で販売する。
- 2 「羽田レンガ堤調査報告書」

収録内容は、羽田レンガ堤の保護保存に関し文化財保護の視点から調査を実施し、記録、実測、測量を行った結果をまとめた報告書である。規格はA4判で150ページ、印刷部数は600部、千円で販売する。

販売場所は、郷土博物館と本庁舎の区政情報コーナーである。そのほか、教育委員会

関係機関には無料で配付する。

## ○委員長

それでは、ただいまの部課長の報告に意見、質問はあるか。

# ○藤﨑委員

日本語学級(通級)は、蒲田小学校で20名、蒲田中学校で22名とある。国際化と言われているが、日本人でない方は何割くらい通っているのか。また、この日本語学級の児童・生徒は、日本語の授業についていけないので補講をされているとすると、それ以外の児童・生徒は日本語の授業に十分ついていけると理解してよろしいか。

## ○学務課長

詳細な人数は手元にないが、ほとんどの方が中国やフィリピンなどのアジア系の方だと記憶している。学校に入る前に、基礎的な日本語を60時間くらい勉強している。

#### ○委員長

ただいまの報告に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

## ○委員長

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

# ○委員長

承認する。

# 日程第3 「議案審議」

#### ○委員長

それでは、第43号議案について、事務局から説明を求める。

# ○教育総務課長

第43号議案 平成23年度 第二次補正予算要求原案について説明する。

大田区総合体育館備品購入に係る債務負担行為の補正を行うため、この案を提出する ものである。教育委員会で議決をいただければ、第2回定例会に議案提出したいと考え ている。

1 補正予算の内容は、次のとおりである。

事業名「大田区総合体育館の建設」、補正額「0円」、補正理由「(前略)大田区総合体育館のバスケットゴール及びスコアボードの購入に係る債務負担行為の補正(平成24年度予算 5,121万9000円)」である。この内訳は、バスケットゴールは、二対で約2,100万円程度、スコアボードは一式で約3,000万円である。これは、今年度に予算計上するものではないが、今年度中に契約をする必要があるため、自治法の規定により、予算で債務負担行為を定めておかなければいけないため、議案を提出するものである。

2 債務負担行為補正は、債務負担期間「平成24年度」、限度額「5,121万9,000円」、 事業目的「大田区総合体育館の初度調弁(バスケットゴール、スコアボード)」、経 費「5,121万9,000円」である。

## ○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。 (「なし」との声あり)

#### ○委員長

第43号議案について、原案どおり決定してよろしいか。 (「異議なし」との声あり)

## ○委員長

第43号議案について、原案どおり決定する。 第44号議案について、事務局から説明を求める。

#### ○教育総務課長

第44号議案 公文書部分開示 (一部不存在を含む) 決定に係る審査請求の裁決について、説明する。

審査請求人は、記載のとおりである。裁決(案)は、次のとおりである。

審査請求人が平成22年1月8日付けで提起した公文書部分開示(一部不存在を含む) 決定に対する審査請求について、大田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その 答申を得て、次のとおり裁決する。

主文 本件審査請求を棄却する。

#### 理由

## 第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成19年4月から平成21年9月までの「親展(秘)文書授受簿」の公文書開示請求を行ったところ、公文書部分開示(一部不存在)決定により、教育長から虚偽の文書を開示されたので、請求人に対して謝罪し、正規の「親展(秘)文書授受簿」を改めて作成し、開示してほしいというものである。

2 審査請求の理由

偽の文書を公文書と偽り開示した。

- 第2 審査庁の認定事実及び判断
  - 1 認定事実 省略
  - 2 判断
    - (1) 「親展(秘)文書授受簿」の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの分については、(中略)既に保存年限1年の経過により廃棄されているとの理由で公文書不存在とされたものであり、このことは、旧訓令、現行訓令に照らし、正当なものと認めることができる。
    - (2) 平成20年度分と平成21年9月30日までの「親展(秘)文書授受簿」については、その通数の記載をもって審査請求人が当該「親展(秘)文書授受簿」を「虚偽文書」あるいは「作成していなかった」と主張する根拠は何ら見出せないのみならず、当該審査請求にかかる弁明書に記述のある、教育長宛に到達した親展文書についての運用の説明には、一定の合理性が認められ、これを是認することができる。
    - (3) 以上のとおりであるので、平成21年11月12日付け21教教発第12395号により、教育長が行った公文書部分開示(一部不存在を含む)決定は、適法である。
  - 3 よって、(中略)行政不服審査法第40条第2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

# ○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。 (「なし」との声あり)

#### ○委員長

第44号議案について、原案どおり決定してよろしいか。 (「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

第44号議案について、原案どおり決定する。 第45号議案について、事務局から説明を求める。

#### ○教育総務課長

第45号議案公文書不存在通知決定に係る審査請求の裁決について説明する。 審査請求人は記載のとおりである。裁決(案)は次のとおりである。

審査請求人が平成23年3月25日付けで提起した公文書不存在通知決定に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文本件審査請求を却下する。

理由

第1 審査請求の趣旨

## 1 本件審査請求の趣旨

「適応指導教室に勤務する相談員に指導課が行う研修会の受付の手伝いをさせる ことができる根拠となる文書」を開示請求したことが発端である。

(前略)これに対してした公文書不存在通知決定について、当該通知書に記述された不存在理由の内容について不服があるというものである。

## 2 審査請求の理由

(前略)「なぜ適応指導教室に勤務する相談員に指導課が行う研修会の受付を 手伝わせることができるか」という公文書開示請求の趣旨に正しく答えていない だけでなく、実に不誠実な回答である。

適応指導教室に勤務する相談員の上司が誰であるか、また相談員の職務がどのように明示されているかを文書をもって証明しない限り、単に上司の命令に従えという理屈は、到底承服できるものではない。(後略)

#### 第2 審査庁の認定事実及び判断

## 1 認定事実

- (1) から(3) 省略
- (4)教育長は、平成23年5月11日付け「公文書不存在通知書の取り消しについて」により、(中略)公文書不存在通知書の取り消しについて、平成23年3月23日付け公文書不存在通知書の「不存在理由」に誤りがあったため、同通知書を取り消すことを請求人に通知した。

なお、教育長は、平成23年5月11日付けで、改めて「公文書非開示決定通知書」を請求人に送付した。

#### 2 判断

(1)本件は、教育長が作成した公文書不存在通知書の「不存在理由」に誤りがあったことから、(中略)公文書不存在通知決定を取消し、新たに作成した公文書非開示決定通知書を請求人に送付した。

このことから、本件審査請求は先行処分である公文書不存在通知決定処分を前提としているため、当該処分の取消しにより、本件審査請求に係る処分の効力は消滅したことになる。

よって、本件審査請求は不適法であって、却下を免れない。

- (2)以上のとおりであるので、教育長が行った、本件審査請求に係る公文書不存在通知の不存在理由について、判断するまでもない。
- 3 よって、本件審査請求は不適法であるので、行政不服審査法第40条第1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

## ○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

#### ○野口委員

委員長の専門的な分野だと思うが、補足していただきたい。

# ○委員長

では、補足する。要するに、大田区教育委員会からの公文書不存在通知に対して不服の申し立てである審査請求書が提出されたが、公文書不存在通知自体を取り消して、新しい通知を発しているわけだから、クレームの対象がなくなったということである。審査請求が不適法であるというのは、まさに対象がないものに対して申し立てていることになるから、内容について踏み込んだ判断をするまでもなく、却下の対象になるという趣旨である。

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

# ○委員長

第45号議案について、原案どおり決定してよろしいか。 (「異議なし」との声あり)

## ○委員長

第45号議案について、原案どおり決定する。 これをもって、平成23年第5回教育委員会定例会を閉会する。 (午後2時43分閉会)